東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-140-9 改 4
提出年月日	平成 30 年 8 月 10 日

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 に係る補足説明資料のうち

補足-140-9【基本設計方針から工認添付説明書および

様式-1への展開表

(その他附属施設常用電源設備)]

平成30年8月日本原子力発電株式会社

基本設計方針から工認添付説明書および様式-1~の展開表

【対象施設:常用電源設備】

基本設計方針	計方針	第三章 (中日本)/2014年上	110
変更前	変 更 後	上が依り むり青と2角状	タスコンの人吹档・米
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	I	- (用語の定義のみ)
1章 共通項目 常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防止を除く),3. 水災,5. 設備に対する要求(5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,5.4 耐圧 試験等,5.5 安全弁等,5.6 逆止め弁,5.7 内燃 機関を除く。),6. その他」の基本設計方針について は,原子炉冷却系統施設の基本設計方針について は,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共 通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目 常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧 試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃 機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針について は,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共 通項目」に基づく設計とする。	1	1. 共通的に適用される設計
2章 個別項目 保安電源設備 1.1.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と払 大防止 安全施設へ電力を供給する保安電源設備 は,電線路,発電用原子炉施設において常時使 用される発電機,外部電源系及び非常用所内 電源系から安全施設への電力の供給が停止す ることがないよう,発電機,送電線,変圧器, 母線等に保護継電器を設置し,機器の損壊,故 障その他の異常を検知するとともに,異常を 検知した場合は,空気しや断器,ガスしや断器 あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器 あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器 が動作することにより,その拡大を防止する 設計とする。	第2章 個別項目 1. 保安電源設備 1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保 1.1.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡大防止 安全施設へ電力を供給する保安電源設備 は,電線路,発電用原子炉施設において常時使用される発電機,外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の供給が停止することがないよう,発電機,送電線、変圧器,母線等に保護継電器を設置し,機器の損壊,故障その他の異常を検知するとともに,異常を検知した場合は,ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより,その拡大を防止する設計とする。 [45条8]	その他発電用原子炉の附属施設(常用電源設備) 要目 常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 9.2 常用電源設備 V-1-1-4-8-2-1 設定根拠に関する説明書(線路用 2.1.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止 3.1.4 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止 3.2.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止 3.2.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止 3.2.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止 3.3.2 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止 大防止 3.4.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡 大防止	 2. 発電所構内における電気系統の信頼性確保に関する設計 (1) 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡大防止に関する設計

基本設計方針	計方針		
変 運 前	変 更 後	工認添付説明書との関係	様式1~の反映結果
特に重要安全施設に給電する系統において	特に重要安全施設に給電する系統において	▼-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書	2. 発電所構内における電気系統の信頼性確保に関す
は,多重性を有し,系統分離が可能である母線	は,多重性を有し,系統分離が可能である母線	3.1.4 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡	る設計
で構成し,信頼性の高い機器を設置する。	で構成し,信頼性の高い機器を設置する。	大防止	(2) 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡大防
	[45 条 9]	3.3.2 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡	止に関する設計
		大防止	
常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で	常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で		
構成)は,7 母線で構成し,通常運転時に必要	構成)は,7 母線で構成し,通常運転時に必要		
な負荷を各母線に振り分け給電する。それぞ	な負荷を各母線に振り分け給電する。それぞ		
れの母線から動力変圧器を通して降圧し、常	れの母線から動力変圧器を通して降圧し、常		
用低圧母線(パワーセンタ及びモータコント	用低圧母線(パワーセンタ及びモータコント		
ロールセンタで構成)へ給電する。	ロールセンタで構成)へ給電する。		I
また、高圧及び低圧母線等で故障が発生し	また, 高圧及び低圧母線等で故障が発生し	I	(追加要求事項なし)
た際は、遮断器により故障箇所を隔離できる	た際は、遮断器により故障箇所を隔離できる		
設計とし、故障による影響を局所化できると	設計とし、故障による影響を局所化できると		
ともに、他の安全施設への影響を限定できる	ともに, 他の安全施設への影響を限定できる		
設計とする。	設計とする。		
	[45条30]		
常用の直流電源設備は, 蓄電池, 充電器, 直	常用の直流電源設備は, 蓄電池, 充電器, 直		
流主母線盤等で構成する。	流主母線監等で構成する。		
常用の直流電源設備は, タービンの非常用	常用の直流電源設備は,タービンの非常用		I
油ポンプ,発電機の非常用密封油ポンプ等へ	油ポンプ,発電機の非常用密封油ポンプ等へ	I	(追加要求事項なし)
給電する設計とする。	給電する設計とする。		
	[45条31]		
常用の計測制御用電源設備は、計装用交流	常用の計測制御用電源設備は、計装用交流		
母線で構成する。	母線で構成する。	ı	
	[45条32]) 6 (h : (+ :)
常用電源設備の動力回路のケーブルは、負	常用電源設備の動力回路のケーブルは, 負		
荷の容量に応じたケーブルを使用する設計と	荷の容量に応じたケーブルを使用する設計と		
し,多重化した非常用電源設備の動力回路の	し,多重化した非常用電源設備の動力回路の		
ケーブルの系統分離対策に影響を及ぼさない	ケーブルの系統分離対策に影響を及ぼさない	ı	(追加要求事項於1.)
設計とするとともに,制御回路や計装回路へ	設計とするとともに、制御回路や計装回路へ		(日) まるといいの
の電気的影響を考慮した設計とする。	の電気的影響を考慮した設計とする。		
	[45条33]		
	1.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の	V-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書	2. 発電所構内における電気系統の信頼性確保に関す
	安定性回復	2.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安	る設計
	変圧器一次側において3相のうちの1相の	定性回復	(2) 1相の電路の開放の検知及び電力の安定性回復
	電路の開放が生じた場合に検知できるよう,	3.3.3 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安	に関する設計
	変圧器一次側の電路は、電路を筐体に内包す	定性回復	
	る変圧器やガス絶縁開閉装置等により構成		

			-
基本設計方針	計方針	丁製液仕がますの関係	株式 1 <ので毎結単
変 更 前	変 更 後		ノトロラノン・イフ・イフ・イン・
	し、3 相のうちの1 相の電路の開放が生じた場合に保護継電器にて自動で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。		
	送電線において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合,275kV送電線は1回線での電路の開放時に,安全施設への電力の供給が不安定にならないよう,多重化した設計とする。また,電力送電時,保護装置による3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで,保護装置による検知が期待できない場合の1和開放政障や、その兆候を早期に検知できる設計とする。 154kV送電線及び154kV送電線におる電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。 275kV送電線及び154kV送電線によいて1相の電路の開放を検知した場合は,自動又は手動で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とする。 275kV送電線及び154kV送電線において1相の電路の開放を検知した場合は,自動又は手動で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とする。	V-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書 2.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安 定性回復 3.1.5 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安 定性回復 <下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	2. 発電所構内における電気系統の信頼性確保に関する設計(2) 1相の電路の開放の検知及び電力の安定性回復に関する設計
1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能 を維持するために必要となる電力を当該重要安全 施設に供給するため、電力系統に連系する設計と する。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東 海原子力線)1ルート2回線及び受電専用の回路と して154kV送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東 海原子力線)1ルート2回線及び受電専用の回路と して154kV送電線(東京電力パワーグリッド株式 会社村松線・原子力1号線)1ルート1回線の合計 2 ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とす る。 275kV送電線2回線は、東京電力パワーグリッド 株式会社那珂変電所に連系する設計とする。また,	1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能 を維持するために必要となる電力を当該重要安全 施設に供給するため、電力系統に連系した設計と する。 [45条1] 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kv 送電線(東京電力ペワーグリッド株式会社東 海原子力線)1ルート2回線及び受電専用の回路と して 154kv 送電線(東京電力ペワーグリッド株式会社東 海原子力線)1ルート2回線及び受電専用の回路と して 154kv 送電線(東京電力パワーグリッド株式 会社村松線・原子力1号線)1ルート1回線の合計 2ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とす る。 [45条12] 275kv 送電線2回線は、東京電力パワーグリッド 株式会社那珂変電所に連系する設計とする。また,		(追加要求事項なし)

基本設計方針 工認添付説明書との関係
154kV 送電線1回線は,東京電力パワーグリッド株式会社茨城変電所に連系し,さらに,上流側接続先である東京電力パワーグリッド株式会社那珂変電所に連系する設計とする。
一ト3回線の送電線の独立性を確保す V-1-9-2-1 ・、送電線の上流側接続先である東京電 2.2 電線 リッド株式会社那珂変電所が停止した 3.1.2 独 介部電源系からの電力供給が可能とな 5.2.2 電線 が電力パワーグリッド株式会社那珂変 5.2.2 電線 5.3.2 独 方電力パワーグリッド株式会社那珂変 1.2 が電力パワーグリッド株式会社那珂変 た場合の、東京電力パワーグリッド 新筑波変電所から本発電所への電力供 は、予め定められた手順、体制等に基づ は、予め定められた手順、体制等に基づ は、予めにめられた手順、体制等に基づ は、予めにかられた手順、体制等に基づ は、予めにかられた手順、体制等に基づ は、予めにかられた手順、体制等に基づ は、予めにかられた手順、体制等に基づ は、予めにかられた手順、体制等に基づ は、予めにかられた手順、体制等に基づ がって一グリッド株式会社茨城変 した場合には、外部電源系からの電力 となるよう、東京電力パワーグリッド 回変電所を経由するルートで本発電所 給することが可能な設計とすることを 総することが可能な設計とすることを 総することが可能な設計とすることを
 設計基準対象施設は、電線路のうち少なくとも V-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書1回線は、同一の送電鉄塔に架線されていない、他 2.2 電線路の独立性及び物理的分離の回線と物理的に分離された送電線から受電する 3.1.3.1 送電線の物理的分離 【45条17】
また、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、 V-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書 急傾斜地の崩壊に対し鉄塔基礎の安定性が確保さ れ、台風等による強風発生時及び着氷雪の事故防 3.1.3.2 鉄塔基礎の安定性 止対策が図られ、送電線の近接箇所においては、必 3.1.3.3 送電線の強風対策 要な絶縁距離及び水平距離が確保された送電線か

基本部	基本設計方針	27 88 夕、1 年 四 ※ 77 77、0 年 上	田少世山乡。十十六
変 更 前	変 更 後	上路統分説り書との選択	様で1~の反映語来
	[45条18]		
	1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保	▼-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書	4. 発電用原子炉施設の電力供給確保に関する設計
	設計基準対象施設に接続する電線路は, いずれ	2.3 発電用原子炉施設の電力供給確保	(1) 電力の供給が同時に停止しない設計
	の 2 回線が喪失した場合においても電力系統から	3.3.1.1 2回線喪失時の電力供給継続	
	発電用原子炉施設への電力の供給が停止しない設		
	計とし, 275kV 送電線 2 回線は起動変圧器を介して		
	接続するとともに, 154kV 送電線 1 回線は予備変圧		
	器を介して接続する設計とする。		
	[45条19]		
	開閉所から主発電機側の送受電設備は, 十分な	V-1-9-2-1 常用電源設備の健全性に関する説明書	Ж
	支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性	3.3.1.2 開閉所等の基礎	(2) 送受電設備の耐震性,津波,塩害に関する設計
	の高い, 可とう性のある懸垂碍子及び重心の低い	3.3.1.3 碍子及び遮断器等の耐震性	
	ガス絶縁開閉装置を設置する設計とする。	3.3.1.4 碍子及び遮断器等への津波の影響	
	[45条20]	3.3.1.5 碍子及び遮断器等の塩害対策	
	さらに防潮堤により津波の影響を受けないエリ		
	アに設置するとともに, 塩害を考慮し, 275kV 送電		
	線引留部の碍子に対しては, 碍子洗浄ができる設		
	計とし,154kV 送電線引留部の碍子に対しては,絶		
	縁強化を施した碍子を設置し、遮断器等に対して		
	は, 電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉		
	装置を設置する。		
	[45条21]		
2. 主要対象設備	2. 主要対象設備		I
常用電源設備の対象となる主要な設備について,	常用電源設備の対象となる主要な設備について,	ı	(スユム)・1~1年(無十)
「表1 常用電源設備の主要設備リスト」に示す。	「表1 常用電源設備の主要設備リスト」に示す。		(土牧政浦 / くに」(こその)